

知るか
存す
ごで

児童扶養手当 父子・母子家庭等福祉金

児童扶養手当

児童扶養手当とは、離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親と生計をともししていない児童の健全な成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。この手当は、申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

◆受給資格者

次の1～8のいずれかに当てはまる児童（18歳の年度末、または20歳未満で政令の定める程度の障がいのある方）を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母、養育者です。

※母または養育者が各種公的年金、遺族補償を受けられるとき、日本国内に住所がないときは支給されません。

※受給資格者本人・同一住所地の扶養義務者（住民票を世帯分離している場合も含む）の所得が、所得制限以上になると受給できません。

（支給要件）

1 父母が婚姻を解消した児童

2 父が死亡した児童で、遺族補償が受けられない児童

3 父が重度の障がいの状態にあり、かつ障害年金の加算になつていない児童

4 父の生死が明らかでない児童

5 父から1年以上遺棄（行方不明等）されている児童

6 父が1年以上刑務所等に拘禁されている児童

7 母が婚姻せずに生まれた児童
8 母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童

◆手当の支給

○支給額

【支給対象児童1人の場合】

・全部支給

↓月額4万1720円

・一部支給（所得により変動）

↓月額4万1710円

（9850円）

※所得により全部支給停止もあります。

【支給対象児童2人以上の場合】

全部支給・一部支給ともそれぞれ上記の金額に、第2子につ

いては5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります。

○支給時期

認定請求した月の翌月分から支給され、年3回（4月、8月、12月）に分けて支払われます。支払月の前月分までの手当が支払われます。

◆現況届の提出（毎年8月）

その年の8月から翌年7月までの手当を受ける資格を確認するために「現況届」の提出が必要となります。

8月中に提出がない場合には、

8月以降の手当が停止され、2年以上提出がない場合は、受給資格を失います。

◆長期受給の支給制限

支給開始後5年経過もしくは支給要件に該当してから7年経過したときには、手当の支給額の半分为減額になります。ただし、就労または就職活動をしている場合、疾病等により就労が困難な状況である場合などには、支給停止の除外の申請が可能です。

対象者には通知が届きますので、期限までに必要書類を提出してください。提出が遅れた場合、遅れた月分の手当が減額になることがあります。

児童扶養手当・所得制限限度額表

扶養人数	受給資格者本人		《扶養義務者》 所得制限額
	全部支給 所得制限額	一部支給 所得制限額	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※受給資格者本人、配偶者および同居している扶養義務者（父母、子、祖父母、兄弟など）の前年分（1～6月までの間に請求するときは前々年分）の所得により、その年の8月から翌年7月までの一年分の支給額が決定されます。所得制限限度額以上であるときは、手当の支給が制限されます。

父子・母子 家庭等福祉金

市では、事故・疾病等により両親を失った、または父子・母子世帯となった家庭の児童を監護・養育する方に対し、児童1人につき月額1500円の父子および母子家庭等福祉金を支給します。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

◆対象となる児童

次の1～5に当てはまる義務教育修了前の児童
1 両親またはその一方が死亡した児童
2 父母が婚姻を解消した児童
3 両親またはその一方が重度障がいの状態にある児童
4 両親またはその一方の生死が明らかでない児童
5 その他前各号に準ずる状態にあり、現に両親またはその一方から監護を受けることができない児童で市長が認める者

◆受給手続き

「つくばみらい市父子および母子家庭等福祉金申請書」を提出してください。

受給者名義の金融機関口座番号が必要となります。（ゆうちょ銀行口座はご利用できません）

問 伊奈庁舎児童福祉課 ☎ 58-2111（内線1162）